

子どもの健康の保持増進のために学校で行われる活動は
その他に、健康診断や保健教育、環境衛生があります。

健康診断



- 学校では、1学期に定期健康診断を行います。
- 健康診断には、次のような種類があります。
体重・身長計測、視力検査、聴力検査、耳鼻科検診、歯科検診、眼科検診、内科検診、尿検査、心電図検査、結核検診など
- 健康診断の結果、子どもに、むし歯や視力低下、病気の可能性、肥満等が見つかった場合には、担任や養護教諭から、子どもと保護者にお知らせをして、病院の受診を促したり、生活習慣を見直すようアドバイスしたりします。
- 学校では、子どもの病気の予防と早期発見、対応を行っています。

保健教育



- 小学校3年生から保健の授業があります。
- 子どもは、保健の授業で、からだの仕組みや、心身の健康の保持増進に関する事項を学びます。
- 学年や全校生徒の集会等でも、心身の健康に関する講話があります。

健康によい環境



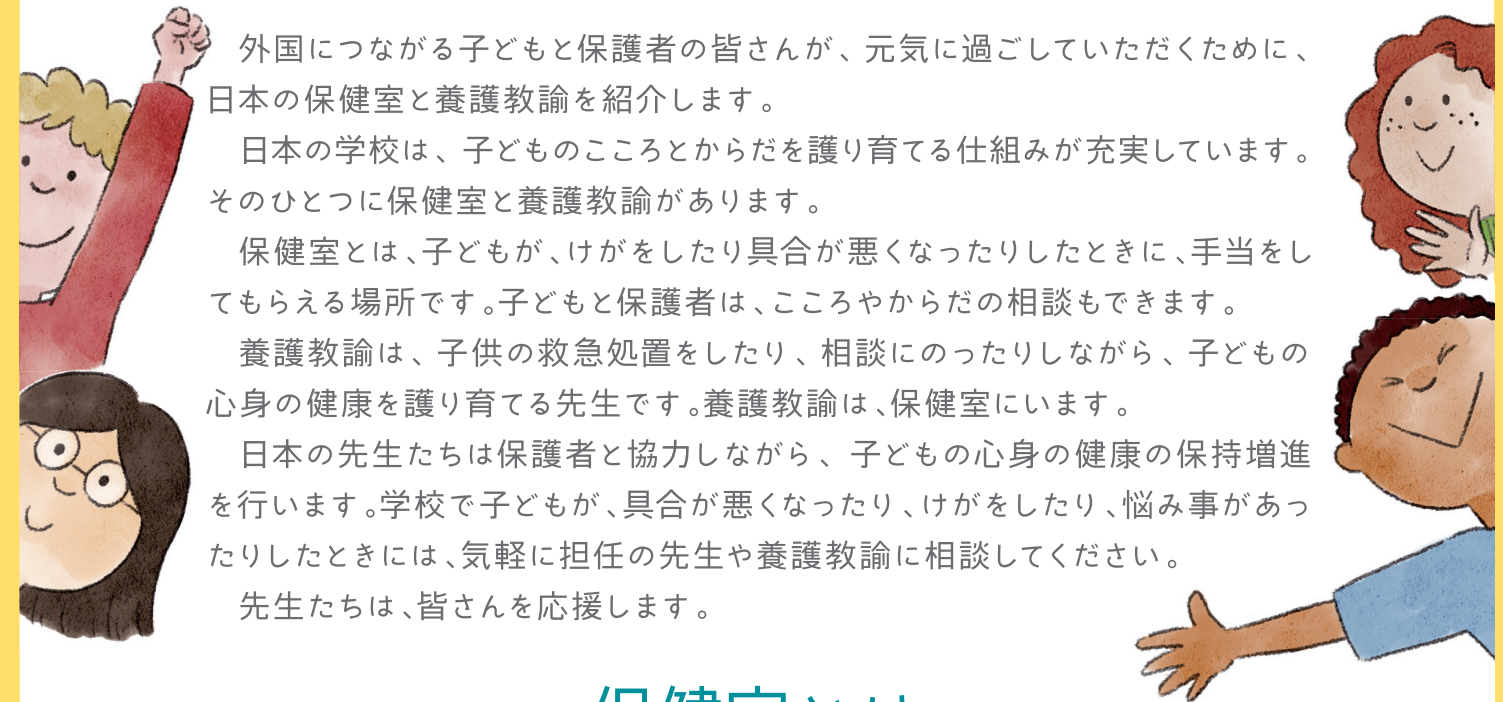
- 子どもが、安全で安心な学校生活を送るために、学校では、環境衛生の検査や、施設設備の衛生管理、安全点検を行います。

このパンフレットは、2018年から2021年度科学研究費基盤研究(C)「病気の子供を包摂する学びとケアの共同体づくりのための教員研修プログラムの開発」(課題番号 18K02611 研究代表者 竹鼻ゆかり)の一環として作成しました。

※ 無断の複製と転載を禁じます。
希望する場合は制作者に連絡してください(e-mail:gakugeiyougo@gmail.com)

制作：竹鼻ゆかり(東京学芸大学)、齋藤千景(埼玉大学)、朝倉隆司(東京学芸大学)、高橋浩之(千葉大学)
協力：見世千賀子、榊原知美(東京学芸大学)、野崎佳子(東京都小平市立第五小学校)
デザイン：原裕佳子
発行：東京学芸大学 竹鼻研究室

日本の保健室と養護教諭を紹介します



外国につながる子どもと保護者の皆さんが、元気に過ごしていただくために、日本の保健室と養護教諭を紹介します。

日本の学校は、子どものこころとからだを護り育てる仕組みが充実しています。そのひとつに保健室と養護教諭があります。

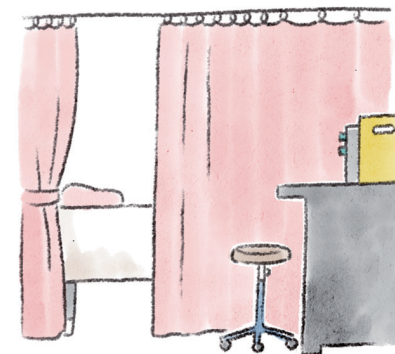
保健室とは、子どもが、けがをしたり具合が悪くなったりしたときに、手当してもらえる場所です。子どもと保護者は、こころやからだの相談もできます。

養護教諭は、子供の救急処置をしたり、相談にのったりしながら、子どもの心身の健康を護り育てる先生です。養護教諭は、保健室にいます。

日本の先生たちは保護者と協力しながら、子どもの心身の健康の保持増進を行います。学校で子どもが、具合が悪くなったり、けがをしたり、悩み事があったりしたときには、気軽に担任の先生や養護教諭に相談してください。

先生たちは、皆さんを応援します。

保健室とは



- ✓ 日本の学校には、保健室があり、保健室には養護教諭という先生がいます。
- ✓ 子どもや保護者は、子どもの心身の健康や学校生活に関することで、保健室を利用できます。
- ✓ 保健室では、救急処置、健康相談、保健指導、健康診断等、子どもの心身の健康に関する事柄が行われます。
- ✓ 保健室には健康に関する書籍や資料があり、誰でも閲覧でき、心身の健康について学ぶことができます。

養護教諭とは



- ✓ 養護教諭は、日本独自の教育職であり、主として保健室にいます。
- ✓ 養護教諭は、子どもの心身の健康の保持増進を図るための教育活動を行います。
- ✓ 養護教諭は、保健管理(救急処置・健康診断・疾病予防など)、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動を行います。
- ✓ 養護教諭や担任は、病気や障害のある子どもが楽しく、安全で安心な学校生活を送るための環境を整えたり、子どもや保護者の相談にのったりします。
- ✓ 養護教諭は、担任や地域の専門職や関係機関等と連携しながら、子どもが元気に学校生活を過ごせるように、こころとからだの支援をします。
- ✓ 養護教諭は、医療行為や投薬は行えません。

救急処置



- 子どもは、学校でけがをしたり具合が悪くなったりしたときには、保健室で養護教諭に救急処置を行ってもらえます。教室で担任が救急処置を行う場合もあります。
- 子どもは、具合が悪いときには、保健室で休養することができます。
- 子どものけがや症状が重症な場合には、養護教諭は、子どもや保護者に病院を受診するよう勧めたり、救急車を呼んだりします。
- 養護教諭や担任等が行う救急処置は、けがや病気を悪化させないために一時的に行うものです。継続する手当ては行いません。子どもは、薬をもらうことはできません。
- 子どものけがや病気の様子によっては、養護教諭や担任が保護者に電話連絡する場合があります。



- | 子どもが学校で手当てを受けたあとは、保護者の方が様子を見てください。
- | 学校でおきたけがで病院を受診した場合は、治療費が戻ってくる仕組みがあります。くわしいことは養護教諭や担任に聞いてください。

健康相談



SUPPORT!



- 子どもは養護教諭にこころやからだの悩みごとを相談できます。
- 保護者は子どもの健康について養護教諭に相談できます。
- 子どもが「おなかが痛い」「疲れやすい」と言って、保健室に来た際に、養護教諭は、子どもの話を聞いたり、健康観察をしたりしながら、子どもの状態を見極め、アドバイスをしたり、必要な救急処置をしたりします。
- 子どもや保護者は、必要に応じ、養護教諭や担任から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師などの専門職や、福祉事務所、保健所、児童相談所などの専門機関を紹介してもらえます。

保健指導



- 子どもは養護教諭から、けがや病気の手当ての仕方など、健康に関する知識と技術を学んだり、資料をもらったりできます。

病気の予防と管理



- 学校では、保護者と協力しながら、子どもの病気の予防と管理を行います。
- 子どもが元気に過ごすために、担任と養護教諭は協力して、毎日、子どもの健康観察を行います。
- 子どものこころやからだに課題が見つかった場合には、養護教諭が、子どもや保護者の相談にのったり、アドバイスをしたり、医療機関等に受診を勧めたりします。

病気や障害のある子どもの支援



- 病気や障害等のために特別な支援が必要となる子どもは、状態に応じ、保健室で休養することができます。
- 養護教諭は、担任と協力しながら、病気や障害等のために特別な支援が必要となる子どもや保護者の相談にのったり、病気の管理のためのお手伝いをしたりします。